

確認テスト

所属 _____

氏名 _____

権利擁護／虐待防止 事例検討編 ③「意図的な虐待行為」と「非意図的な虐待行為」

事例（ある職員Aさんの声）

居室訪問をしたら、便失禁をしている利用者Bさんがいました。リハビリパンツを脱ごうとしたのか両手は便まみれになっていて、服や布団、ベッドや床など本人が触ったところがベタベタに汚れていました。

急いで本人についた汚れを拭き取って着替えさせようとしてしました。その際に爪で引っかかれたり、髪の毛を引っ張られたり、時折足も出て蹴りもありましたが、それでもやり返すことはせず、Bさんの腕を掴みながら必死でなんとか陰部清拭と着替えを行いました。

ただ、「痛いって！やめて！こらっ、おとなしくしなさい！」と言いながらBさんを押さえつけているところを主任に見られてしまいました。さらにBさんの腕を押さえつけた時にBさんの腕に内出血ができてしまいました。

主任から、ヒヤリハット報告書を書くようにと言われましたが、その時に「ちゃんときちんと声かけしたの？」「本人が嫌がっているのに無理やり着替えさせたの？」「相手は認知症なんだから、少々のことは仕方ないことだからね」「〇〇さんも無理矢理やられて、きっと怖かったんだろうと思うよ。それって、専門職としてどうなの？」と責められました。

ちゃんと声かけしてからやったつもりです。それよりも主任の言うとおりにしていたら、便だらけになるのに、嫌がられたらきれいにしてあげることも着替えもしてあげずにほっとけということなのかと思ってしまいます。

そのくせ少しでも対応が遅れたら遅れたで「なぜちゃんと見なかった？」と責めるのに。

利用者さんに対する暴力は絶対いけないけれど、私たち職員のことでも大事に思ってくれるような職場じゃないとやってられないです。

- 1) この事例における意図的な虐待行為は何だと思えますか？
- 2) この事例における非意図的な虐待行為は何だと思えますか？
- 3) この事例から、職員Aさんが気がついていない虐待行為があるか話し合ってみましょう。

- 1) この事例における意図的な虐待行為は何ですか？
- 2) この事例における非意図的な虐待行為は何ですか？
- 3) この事例から、職員 A さんが気がついていない虐待行為があるか話し合ってみましょう。

1) 解答（例示）

- ・「こらっ、おとなしくしなさい」というセリフ。

<解説>

意図的な虐待行為とは、虐待の意思を持って虐待行為を行うことをいいます。「痛いって！」は自分の痛みに対して出た言葉です。しかし「やめて」は B さんに向けた言葉となり、「こらっ、おとなしくしなさい」は厳しい言葉に変えて、B さんを威嚇しています。

・「こらっ、おとなしくしなさい」というセリフは、心理的虐待の「威嚇（いかく）的な発言、態度」だと言えます。「おとなしくしてください」と言い方を変えても、言葉による拘束（スピーチロック）であることには変わりはありません。

3) 解答（例示）

- ・急いで着替えさせようとしたこと。
- ・B さんの腕を押さえたこと。

3) 解答

自分で考えたこと、みんなで話し合っただけの事実を整理します。「正解は〇〇だ」ということを決めていくものではありません。

<解説>

非意図的な虐待行為は、虐待した本人が虐待したことに気づかない虐待です。「急いで着替えさせようとしたこと」「B さんの腕を押さえたこと」は、いずれも意図的な虐待行為となります。

<総合解説>

意図的な虐待行為は、どんな理由があろうとも絶対にしてはいけません。しかし職員が虐待したことを認識しているため、意識を変えれば意図的な虐待行為をなくすことができます。

非意図的な虐待行為は、職員が虐待したことを認識していないために、何度もやってしまう可能性があります。この事例では、急いで着替えさせようとしたところに、その危険性が垣間見ることができます。意図的ではなかったからといって、許されるものではありません。早急に修正することが必要です。